

タブレットパソコン^{かつよう}活用のルール

令和3年4月23日

取手市教育委員会

学習^{がくしゅう}内容をよく理解^{りかい}し、より豊かな^{ゆた}学びにしていくために、タブレットパソコンを上手^{じょうず}に活用^{かつよう}していくことが大切です。タブレットパソコンは、みなさんの学習^{がくしゅう}に役立^{やくだ}てるための道具^{どうぐ}です。児童生徒^{じどうせいと}のみなさんに配^{くば}られたタブレットパソコンを家庭^{かてい}に持^もって帰^{かえ}ることで、家庭^{かてい}でも学校^{がっこう}と同じような学^{がく}習^{しゅう}をすることができます。

とても便利な^{べんり}道具^{どうぐ}ですが、心配^{しんぱい}されることもたくさんあります。そのため、取手市では、『タブレットパソコン活用^{かつよう}のルール』を定め^{さだ}めました。ルールを守^{まも}り、タブレットパソコンを「安心^{あんしん}・安全^{あんぜん}・快適^{かいてき}」に活用^{かつよう}していきましよう。

1. 目的^{もくてき}

- ・タブレットパソコンは、学習活動^{がくしゅうかつどう}のためにつかいます。

2. 扱い方^{あつかいかた}

- ・タブレットパソコンは、学校^{がっこう}（市）から卒業^{そつぎょう}するまで貸^かし出^だされるものです。卒業^{そつぎょう}したら新一年生^{しんいちねんせい}がつかうので、大切^{たいせつ}に扱^{あつか}います。
- ・原則^{げんそく}として、学校^{がっこう}の学習活動^{がくしゅうかつどう}と家庭以外^{かてい以外}ではつかいません。ただし、学習活動^{がくしゅうかつどう}に必要^{ひつよう}がある場合^{ばあい}に限り、上記^{じょうき}以外の場所^{ばしょ}でつかいます。
- ・使用前^{しようまえ}、使用后^{しようご}に手^てを洗^{あら}い、しっかりふきます。
- ・なくしたり、ぬすまれたり、落^おとしてこわしたり、水^{みず}にぬらしたりしないように十分^{じゅうぶん}に気^きをつけます。
- ・湿気^{しつげ}の多いところや、直射日光^{ちやくしやにっこう}に当たるところ、ストーブの近^{ちか}くなどにはおきません。
- ・安定^{あんてい}した場所^{ばしょ}でつかいます。
- ・画面^{がめん}を強く押^おしません。
- ・タブレットパソコンに鉛筆^{えんぴつ}などで触^ふれたり、落書^{らくが}きしたり、磁石^{じしやく}を近づ^{ちか}けたりしません。
- ・タブレットパソコンをつかわないときは、決められた場所^{ばしょ}（電源キャビネットなど）に戻^{もど}し、電源ケーブル^{でんげん}をしっかり挿^さします。

<持ち帰^もって家庭^{かてい}でつかうとき>

- ・学校^{がっこう}がある日^ひには、必^{かな}ず学校^{がっこう}へ持^もってきます。
- ・登下校中^{とうげこうちゅう}は、タブレットパソコンをかばんから出^だしません。
- ・かばんの下^{した}においたり、かばんの底^{そこ}に入^いれたりしません。
- ・家^{いえ}の人の目^めの届^{とど}くところにおいておきます。
- ・自宅^{じたく}で十分^{じゅうぶん}に充電^{じゅうでん}をしておきます。
- ・使用^{しよう}する時間^{じかん}は家^{いえ}の人^{ひと}とよく話^{はな}し合^あいます。

3. 健康のために

- 正しい姿勢でつかいます。
- 画面に近づきすぎないようにします。
- 30分に一度は遠くの景色を見るなど、ときどき目を休めます。
- 夜遅くや、就寝する1時間前はつかいません。

4. 安全な使用

- 学習活動に必要なサイト以外は開きません。
- タブレットパソコンにUSBやSDカードなど、情報を記録するものを勝手に差し込みません。
- インターネットには制限がかけられていますが、もし怪しいサイトを開いてしまったら、すぐに画面を閉じ、先生に伝えます。
(タブレットパソコンを持ち帰っているときには、家の人に伝えます。タブレットパソコンを利用するのに支障が生じたら学校へ連絡してください。)

5. 個人情報など

- カメラで他人を撮影しません。
- 写真や動画などのデータは、学習活動でつかうものだけ決められた場所に保存します。
- パスワードを人に教えません。
- インターネット上に自分や他人の個人情報(名前や住所、電話番号など)を絶対にあげません。
(賠償責任など、学校や教育委員会で解決できない問題になり、保護者の責任になることがあります)
- 人を傷つけたり、いやなことを書き込んだりしません。
- 他人にタブレットパソコンをつかわせたり、他人のタブレットパソコンをつかったりしません。

6. 故障・盗難

- こわれたり、なくしてしまったりしたときには、できるだけ早く、先生に状況を伝えます。
(紛失・盗難の場合は、必ず警察へ届け出をし、学校へ報告してください)
- 扱い方が悪かったり、ふざけたりしてタブレットパソコンがこわれてしまったときや、わざとタブレットパソコンをこわしてしまったときには、学校・教育委員会で協議のうえ、補償を求める場合があります。

7. その他

- デスクトップのアイコンの位置や背景の画像を変えるなど、タブレットパソコンの設定を勝手に変えません。
- 貼ってあるシールをはがしません。

『タブレットパソコン活用のルール』が守れないときは、タブレットパソコンをつかうことができなくなります。